

1・2 海洋基本計画の見直し

政府の「海洋基本計画」は、「海洋に関する施策についての基本的な方針や、海洋に関し政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策等」を規定する「海洋基本法」に基づき、概ね 5 年毎に「見直しを行い、必要な変更を加える」とされている(同法第 16 条第 5 項)。

当協会はこれまで、トン数標準税制の導入をはじめとして、海事産業の国際競争力に資する施策についての記述が当該法および計画に盛り込まれるべく、政府を中心とする関係組織に働きかけを行ってきた(海洋基本法および第 1 期計画・第 2 期計画に係る当協会の活動については、年報『船協海運年報 2007』の 1・5 および『船協海運年報 2012』の 1・6 を参照)。2013 年 4 月に閣議決定された第 2 期計画は、2018 年 4 月に 5 年を迎えることから、政府内において次期計画に関する議論が本格化したことを受け、当協会は検討状況を注視するとともに、機会を捉えて我が国外航海運の国際競争力の観点から意見反映に努めた。第 3 期計画は 2018 年 5 月 15 日に閣議決定され、「世界単一市場で熾烈な競争にさらされる我が国外航海運企業の国際競争力の更なる強化が重要」であることや、「これまで以上に国際的な競争条件の均衡化等の取組を進める」旨の記述が盛り込まれている。なお、過去 2 回の計画策定時において当協会は、トン数税制の導入・拡充の議論のなかで要望実現の追い風とすべく活動したが、今回の計画見直しに際しては「平成 29 年度税制改正」にて既に同税制の拡充が決定していたことから、直接的にトン数税制に関する議論を行うのではなく、5 年後の同税制適用期限後に向けて外航海運の国際競争力の更なる強化に繋がる記述が盛り込まれるよう活動を行った。経緯等の詳細については以下および【資料 1-2-1】の通り。

1. 検討機関

(1) 参与会議

第 3 期計画の策定に向けて、総合海洋政策本部長(内閣総理大臣)に対して海洋政策に関する意見を申し述べるべく設置されている「参与会議」(参与名簿については【資料 1-2-2】参照)において、2016 年 10 月の第 31 回会合前後より計画策定の進め方や計画内容等について議論が行われていた。

同会議は 2017 年 3 月 30 日、安倍総理に「総合海洋政策本部参与会議意見書」を提出し、同計画の構成や検討体制等について提言を行った。同意見書では次期計画のあり方や主要なテーマが定められるとともに、特に専門的な観点から審議を行うべく、参与会議のなかで総合的・横断的な検討を行う「基本計画委員会」に 4 つの分科会(①海洋の安全保障小委員会・②海洋の産業利用の促進 PT・③海洋環境の維持・保全 PT・④海洋人材の育成等 PT)を設置することとされた。これを受けて、4 月 7 日に開催された総合海洋政策本部会合より、第 3 期計画策定に向けた作業が本格的に始められることとなった。

当協会は、産業界との関わりの強い「海洋の産業利用の促進 PT(主査:高島参与)」における検討にて意見反映を図るべく活動し、同 PT の第 3 回会合(6 月 16 日)にて、わが国外航海運の国際競争力の維持・強化に向けた継続的取組が必要である旨を引き続き次期計画に記述するよう要望するなど対応した。

同会議は基本計画委員会での検討や各 PT からの報告を基に、11 月 17 日の会合にて審議のうえ「第 3 期海洋基本計画策定に向けた総合海洋政策本部参与会議意見書」の取り纏めを行い、12 月 18 日には安倍首相(総合海洋政策本部本部長)および江崎海洋政策担当大

臣に手交・公表した。外航海運については以下の通り、同意見書で述べられている次期海洋基本計画に向けた主要テーマのうち「海洋の安全保障」および「海洋の産業利用の促進」にて言及されているほか、継続的に重要性を持つテーマとしても言及された。

1. 海洋に関する施策についての基本方針に関する事項

(1) 海洋の安全保障

(ii) 海洋の安全保障の補強となる施策

【経済安全保障】(中略)

海洋国家である我が国において、経済活動・国民を支える重要な物流基盤である海運の安定的な海上輸送の確保は不可欠である。特に日本籍船・日本人船員を中核とした安定的な海上輸送体制を確保するとともに、日本の海運会社が運航する船隊が国際競争力を維持・強化することが経済安全保障の観点から重要である。

(「意見書」15 頁)

(2) 海洋の産業利用の促進

③ 海洋産業の国際競争力の強化

造船や舶用工業、海運、インフラといった、いわゆる海洋産業は、海洋の産業利用を促進するために不可欠な基盤的な産業であり、地場の産業から海外市場まで幅広いレベルで経済成長への貢献が期待されている産業である。(後略)

(「意見書」19 頁)

(9) 海上輸送

① 外航海運

最近の国際海運市場における一層の競争激化及び諸外国の外航海運政策も踏まえ、安定的な国際海上輸送の確保とそのための国際的な競争条件の均衡化等の国際競争力強化の施策にこれまで以上に取り組む。

(「意見書」33 頁)

(2) 経団連「海洋開発推進委員会総合部会」

同計画について経団連では、2012 年 7 月に海洋政策等について産業界の意見反映を図るべく「新たな海洋基本計画の策定に向けた提言」を発出しており、本年度も海洋開発推進委員会(委員長:山内隆司 大成建設会長)の総合部会(部会長:長澤仁志 日本郵船専務)を中心に提言の取り纏めに向けた検討が行われた。同部会では 2017 年 5 月 29 日および 6 月 15 日に提言案に係る審議がなされており、当協会からは部会員である小野理事長が出席のうえ意見開陳を行った。同会は当協会の意見も踏まえつつ 7 月 18 日に「新たな海洋基本計画の策定に向けた提言～Society 5.0 時代の海洋政策～」を公表、同提言には以下の文言が盛り込まれた。

Ⅲ 経済安全保障の確保

海事産業の国際競争力強化

(2) 競争条件のイコールフットイング

常に熾烈な国際競争下にある海事産業にとって、税制度の差異が事業競争力に大きな影響を及ぼす。こうした観点から、国際競争条件の均衡化に向けて、本年成立した、ト

ン数標準税制の拡充等に関する「海上運送法及び船員法の一部を改正する法律案」を歓迎する。今後、さらなるイコールフットイングの実現に向け、諸外国の実情・動向を考慮した海運関連税制の不断の見直しが求められる。

（「提言」 5 頁）

（3）海洋基本法戦略研究会

石破茂議員（座長）や武見敬三議員（代表世話人代行）および西村康稔議員（座長）等を中心とする超党派の国会議員ならびに学識経験者により構成されている「海洋基本法戦略研究会」は本年度中、第 16 回会合が 2017 年 4 月 27 日に、第 17 回会合が同 8 月 8 日に開催された。特に後者では、参与会議の宮原座長より計画策定に向けた検討状況が報告されるとともに、経団連の提言について説明が行われた。当協会はオブザーバーとして出席、情報収集に努めた。

なお、同研究会は、海洋基本法制定に先立つ「海洋基本法研究会」および制定後の「海洋基本法フォローアップ研究会」の後身として 2006 年に設立され、笹川平和財団海洋政策研究所（OPRI）が事務局を務めている（設立時の事務局は海洋政策研究財団（OPRF））。

2. 政府内の動き

2017 年 12 月に参与会議より提出された上述の意見書を基に、政府内では「総合海洋政策推進事務局」（2017 年 4 月に内閣官房の「総合海洋政策本部事務局」を改組のうえ内閣府に移管）を中心に各省協議のうえ新計画案についての検討が行われ、2018 年 4 月 7 日に第 3 期計画（案）が公表されると同時に、意見募集（パブリックコメント）が同 20 日を期限として実施された。同案については参与会議意見書の内容から大きな変更が見られなかったことから、当協会としてパブリックコメントへの対応を行うことはせず、海事局との連携を密に保ちつつ状況を注視した。

その後、5 月 15 日、推進事務局からのパブリックコメントの結果公表および第 17 回総合海洋政策本部の開催がなされるとともに、第 3 期「海洋基本計画」が閣議決定された。

3. 主要事項と当協会の活動

本件に係る主要事項と当協会の主な活動については以下の通り。

2017 年

- 3 月 30 日 参与会議の宮原座長が安倍首相に「総合海洋政策本部参与会議意見書」を手交（3 月 22 日には松本海洋政策担当大臣（当時）に提出）。
- 4 月 27 日 海洋基本法戦略研究会の第 16 回研究会が開催。
- 5 月 29 日 経団連の海洋開発推進委員会総合部会にて小野理事長が意見開陳。
- 6 月 16 日 参与会議「海洋の産業利用の促進 PT」にて石川常務理事が意見開陳。
- 7 月 18 日 経団連提言の公表
- 8 月 8 日 海洋基本法戦略研究会の第 17 回研究会が開催。
- 12 月 18 日 参与会議の宮原座長が意見書を安倍首相および江崎海洋政策担当大臣に手交。同意見書公表。

2018 年

4 月 7 日 第 3 期計画(案)の公表とパブリックコメント(～4 月 20 日)の実施。

5 月 15 日 第 3 期計画が閣議決定。